

# 令和7年度地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能研修 実施要領

## 1 目的

地域林業を支える担い手の育成、林業技術の向上及び林業労働安全の確保を図ることを目的として実施します。

[定義]

事業者は、掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削作業（労働安全衛生規則第359条）又は土止め支保工組立て等の作業（労働安全衛生規則第374条）について、所定の作業主任者技能講習等を修了した者のうちから、作業を直接指揮する作業主任者を選任しなければならないことを定められています。（労働安全衛生法第14条）

## 2 研修期間

令和7年10月1日（水）～10月3日（金） 3日間

## 3 実施場所

岩手県林業技術センター（紫波郡矢巾町煙山第3地割560番地11）

## 4 定員

20名（先着順に受付）

## 5 日程及び研修内容等

別添日程表のとおり。

## 6 申請方法

申請書類を当センターのホームページからダウンロードし、受付期間内（期限厳守）に以下の住所宛てに郵送してください。

〒028-3623 紫波郡矢巾町煙山第3地割560-11 岩手県林業技術センター

## 7 受講要件

(1) 申込時点で18歳以上の者

(2) 以下のア～ウのいずれかの要件を満たす者

ア 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取り外しに関する作業に3年以上従事した経験を有する者

イ 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者

※この場合、卒業証明書の提出が必要です。

ウ 別記に掲げる者で、当該訓練を修了した後、2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者

※この場合、訓練を修了した証明書の提出が必要です。

## 8 受付期間

令和7年9月1日（月）～9月16日（火）必着

※9月1日（月）午前10時から様式がダウンロードできるようになります。

## 9 講習科目の一部免除

「研修科目の一部免除願」（様式第6号の1）に記載の免除要件のうち、いずれかの要件を満たす者は、該当する受講科目の一部免除を受けることができます。

## 10 修了証の交付

所定の研修科目及び講習時間を受講し、修了試験に合格した者には、労働安全衛生法に基づく『地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証』を交付します。なお、修了証の交付には1週間程度を要し、その間は作業主任者として従事できませんので留意願います。

## 11 その他

受講者の持参品及び教材費等は、別紙のとおりです。

## 12 申請書類

受講希望者は、下表の書類（No.1～3、7～8はホームページからダウンロード。）を提出してください。

No.	区 分	内 容
1	研修の許可申請書 【必須】	研修実施要領様式第1号
2	推薦書 【必須】	研修実施要領様式第4号
3	業務経歴証明書 【必須】	研修実施要領様式第5号 ※以下に留意の上、記載してください。 ①「勤務期間」は、以下の算定例により <u>通算期間を記載</u> してください。 【算定例】 「令和2年4月～令和3年4月」の場合 ⇒13か月 ②「勤務場所」は、市町村名だけではなく <u>地区名や民有林・国有林等の詳細を記載</u> すること。また、 <u>勤務場所ごとに記入欄を設ける</u> こと。 【記入例】 ○：矢巾町煙山地区民有林、矢巾町煙山地区社有林 ×：矢巾町、○○森林組合 ③「勤務内容」は、 <u>本研修の受講に直接係わる業務内容のみ記載</u> すること。 【記入例】 ○：「地山の掘削及び土止め支保工作業業務」、「地山の掘削作業業務」、「土止め支保工の切りばり作業業務」等 ×：「地山の掘削作業の監督（又は補助）業務」、「森林整備業務」、「作業路作設業務」等
4	講習科目の一部免除願 【希望者※】	研修実施要領様式第6号の1 ※講習科目の一部免除希望者に限る。
5	自動車運転免許証の写し 【必須】	表面と裏面（鮮明なもの）
6	写真2枚 【必須】	縦3.0cm×横2.4cm（免許証用サイズ）とし、3か月以内に脱帽の上で正面から撮影したもの。 ※履歴書に貼り付けたものは枚数に含みません。
7	返信用封筒 【必須】	定形封筒（長形3号）に申請者の郵便番号、住所氏名を記載し、簡易書留郵便料金460円※分の切手を貼り付けたもの。 ※社会情勢等により金額が変更となる場合があります。
8	修了証再交付申込書 【希望者※】	研修実施要領様式第11号 ※当センターが交付した別の「技能講習修了証」を持っており、今回取得しようとする修了証と統合して1枚の修了証として発行することを希望する場合に必要となります。

## 【別 記】

### 実施要領7の(2)のウに該当する者について

- 一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系鉄筋コンクリート施工科、土木系土木施工科又は土木系さく井科の訓練を修了した者
- 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に定める建築施行系とび科の訓練を修了した者
- 三 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第三の訓練科の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 四 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第三の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 五 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第二の訓練科の欄に掲げる建築科、土木科若しくはさく井科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二訓練科の欄に掲げる建築科、土木科若しくはさく井科の訓練を修了した者
- 六 五十三年改正省令附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練規程の養成訓練を含む。）のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者